

ご注意ください

## 新型インフルエンザと 季節性インフルエンザ

新型インフルエンザの流行の勢いは衰えず、各地で感染者が報告されています。これから寒い時期となり、季節性のインフルエンザも流行期に入り感染者が増加することが予測されます。

新型に限らずインフルエンザに感染すると基礎疾患（ぜん息、糖尿病、心臓病、腎臓病など）をお持ちの方や妊婦、幼児、高齢者については重症化する可能性があります。注意が必要で

す。

感染を拡大させないためには「かからない」「うつさせない」「よく手を洗いやうがいなどを行いましょ

問い合わせ部 健康課  
TEL 239135



担当:永淵

平成21年度版

## 子育て応援特別手当

子育て応援特別手当（平成21年度版）が、幼児教育期の負担に配慮する観点から支給されます。

### ●支給対象となる子ども

平成21年度において小学校就学前3年間に該当する子ども（生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子ども）

### ●支給額

対象となる子ども1人あたり36000円

### ●申請および支給方法

申請書は10月1日に住民登録がある市区町村より、12月中旬以降に送付されます。申請の受付開始などは、詳細が決定次第お知らせいたします。原則として、世帯主本人名義の金融機関口座への振込みによる支給となります。

問い合わせ部  
 ことども部 支援課 TEL 239216  
 山内支所 ぐらし課 TEL 452906  
 北方支所 ぐらし課 TEL 366020



担当:松尾 (支援課)

### 配偶者から

暴力を受けている(DV) 被害者の方へ

様々な事情により、武雄市に住民登録をすることが出来ないDV被害者の方は、平成21年10月1日から平成21年10月30日までの間に「事前申請書」を提出してください。「事前申請書」に基づき、住民登録がある市区町村へ連絡し、子育て応援特別手当の支給対象を世帯主からDV被害者の方へ変更します。その際、「事前申請書」に記入された住所等の情報は、住民登録がある市区町村へは知らせません。

・申請に必要なもの  
 ・DV被害者であることが確認できる書類（対象となる子どもの記載が必要です）

配偶者暴力相談支援センター又は婦人相談所の発行する証明書、保護命令決定書の謄本又は正本のいずれか。

### ・印鑑

・振込み口座の確認ができるもの

※「事前申請書」は市役所、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。

※10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

### かからない！・うつさない！ために

- ◎手洗い、うがいをこまめに行う。
- ◎食事・睡眠をしっかりとする。
- ◎「せきエチケット」を守る。  
 ※せきやくしゃみの症状がでたらマスクをつける。マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。
- ◎体調が悪いときは、無理をせず、大会や会合等は参加をしない。
- ◎症状が出たら早めに受診する。  
 ※事前に連絡し、マスク着用の上、受診する。
- ◎かかったときは学校や職場を休み、家で静養する。  
 ※症状が始まった日の翌日から7日目までは家で療養し、できるだけ外出しない。

佐賀県

### 「発熱コールセンター」

新型インフルエンザについて知りたいことや不安なことがあればお電話ください。

TEL 0120-82-1025  
 (平日8時30分～17時15分)